

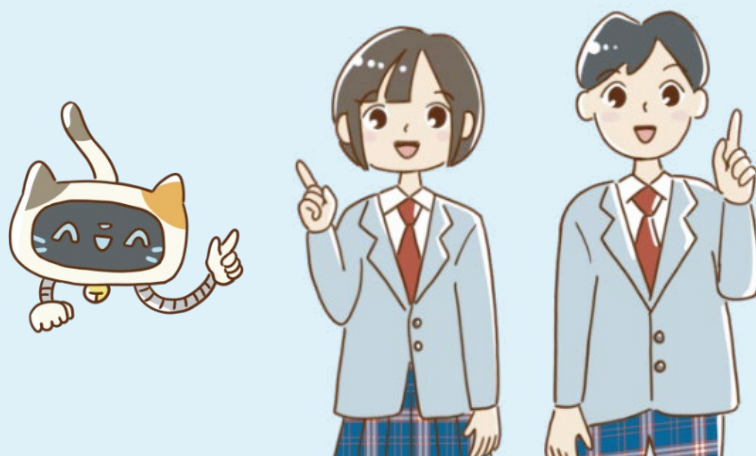
7. 最後に

インターネット通信販売は、自宅にいながらさまざまな商品を見て選ぶことができ、とても楽しいものです。ボタン一つ押せば注文ができ、あとは商品が自宅にまで配送されるので、その手軽さも魅力です。インターネット通信技術や物流網の進歩により可能となった、現代の便利な買い物する方法とってよいでしょう。

もっとも、手軽に見えても、その本質は、売買契約の一種であり、売主と買主との間に権利と義務を発生させるものです。インターネット通信販売の特性や契約条件をよく理解・確認せずに注文をすると、トラブル事例①や⑤のように想定外の残念な結果となることがあります。

また、インターネット通信網を通じて世界中の事業者が取引に参入できるようになっているため、中には悪質な事業者が紛れていることもあり、トラブル事例②、③、④のような消費者トラブルに遭うこともあります。

これからもインターネット通信販売を楽しく有意義に利用するため、本学習を通じて、想定されるトラブル事例と気を付けるべきポイントをよく理解し、注文段階では広告表示や最終確認画面の表示を隅々まで目を通すように心がけましょう。また、商品によっては、お店で手に取って店員の方の説明を聞いてから購入することが向いているものもあることを理解し、適切な購入方法を検討しましょう。



● 困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

契約内容がサイトの表示と異なるなどの問題がある場合や事業者の対応に不審な点がある場合など、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

- 最寄りの消費生活センター：消費者ホットライン／局番なし：188
- 東京都消費生活総合センター：相談窓口／電話番号：03（3235）1155
ホームページ：東京暮らしWEB（消費生活相談窓口のご案内）